北海道・札幌市海外展開連携推進協議会運営規程

改正　令和８年３月２８日

第１（趣　旨）
　北海道・札幌市海外展開連携推進協議会（以下、「本協議会」という。）の運営及び業務執行に関し必要な事項はこの規程の定めるところによる。

第２（事業計画）
（１）本協議会の事業計画は、各年度の事業開始までに作成する。
（２）事業計画の内容等を変更するときは、あらかじめ、会長及び副会長の承認を得ること。なお、会長及び副会長の事前承認を必要とする事業内容の変更とは、次の場合をいう。
　ア　各事業の全部又は一部中止しようとするとき。
　イ　各事業の内容を変更するとき（事業計画の細部の変更など軽微なものは除く）。
　ウ　負担金の金額を変更するとき。

第３（事務局）
（１）本協議会の事務を執行するために、事務局に次の職員を配置する。
（２）事務局長を北海道総合政策部国際局国際課（以下、「国際課」という。）経済交流担当課長、事務局次長を札幌市経済観光局産業振興部（以下、「産業振興部」という。）産業振興課長及び札幌市経済観光局経済戦略推進部（以下、「経済戦略推進部」という。）企業立地課長をもって充てる。
（３）事務局長、事務局次長のほかに事務局員を配置し、それぞれ国際課、産業振興部及び経済戦略推進部の職員をもって充てる。

第４（業務）
　事務局は本協議会が決定した方針等に従い本協議会の業務を執行することとし、業務内容は別表のとおりとする。

第５（事務決裁）
（１）業務執行に必要な会計支出等の事務処理については、事務局長の決裁を得なければならない。
（２）事務局長が不在の場合は、事務局次長が代決することができる。
（３）札幌市において、各事業に関する決裁にあたっては、当該事業を所管する事務局次長が行う。

第６（各事業の実施）
（１）本協議会規約第３条に規定する各事業は、北海道及び札幌市の相互の協力の下で実施する。
（２）各事業において業務の効率化を図るため、専門的知識や経験を有する者に事業の一部を委託することができる。

第７（文書管理）
（１）事務局長は、収受した到達文書を速やかに処理しなければならない。
（２）事務局長は、意思決定に至る過程並びに当該事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、決定書・報告書等の文書を作成しなければならない。
（３）会議の開催に関する文書（議事録を含む。）、内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録は文書を作成しなければならない。
（４）文書の保存期間は、事業年度終了日の翌日から起算し、５年間とする。
（５）事務局長は、常に文書の所在を明らかにし、保管を行わなければならない。
（６）本協議会解散後の文書の引継先は、当該事業における北海道の所管部署とする。
（７）保存期間を満了した文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等適切な方法によらなけれ

ばならない。
（８）個人情報等を含む取扱注意文書の管理に当たっては、その内容が関係者以外の者に漏れることがないよう、細心の注意を払わなければならない。

第８（会計管理）
（１）事務局長は、本協議会の口座を開設し、予算を管理する。
（２）各事業の契約主体となる事業会計責任者は事務局長をもって充てる。
（３）会計事務の処理に当たっては、収入・支出状況表、支出予定表、証拠書類台帳、その他必要な書類・簿冊を備え付けて行わなければならない。
（４）本協議会の事業の支出は、毎年度、３月３１日までに支払いを完了しなければならない。

第９（その他）
この規程に定めのない事項については、本協議会において別途定める経費支出マニュアルに基づくものとする。

附　則
この規程は、平成２８年７月２０日から施行する。
附　則（令和２年７月２２日改正）
この規程は、令和２年７月２２日から施行する。
附　則（令和３年４月５日改正）
この規程は、令和３年４月５日から施行する。
附　則（令和４年４月１日改正）
この規約は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年６月２６日改正）
この規約は、令和５年６月２６日から施行する。
附　則（令和６年５月３１日改正）
この規約は、令和６年５月３１日から施行する。
附　則（令和７年３月２８日改正）
この規約は、令和７年４月１日から施行する。
附　則（令和８年３月２８日改正）
この規約は、令和８年４月１日から施行する。